



熊谷組

証券コード：1861

第84期

# 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

## ■ 議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

### 議決権行使について



新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

## CONTENTS

第84期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	8
決議事項	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告書	46

「スマート行使」と「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に

「ネットで招集」について、詳しくは6頁をご参照ください。

<https://s.srdb.jp/1861/>



Provided by TAKARA Printing





## 高める、つくる、そして、支える。

私たちがつくるのは、単なる建物や建造物だけでなく、そこに集う人々とともに作りあげていくコミュニティです。

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第84期定時株主総会を6月29日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

取締役社長 櫻野 泰則

## 目次

■ 第84期定時株主総会招集ご通知 .....	3
■ 株主総会参考書類 .....	8
<b>決議事項</b>	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
<b>添付書類</b>	
■ 事業報告 .....	19
■ 連結計算書類 .....	42
■ 計算書類 .....	44
■ 監査報告書 .....	46

## 第84期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

第84期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- 本株主総会においては、後記4～7頁に記載のとおり、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができます。感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- 会場において、当社スタッフはマスクを着用し、またアルコール消毒液を配備いたします。株主様におかれましては、ご来場される場合には、マスクの着用や会場受付でのアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。
- 会場受付にてご来場の株主様の検温をさせていただきます。検温の結果、発熱があると認められる方や、体調不良と見受けられる方等には、入場をお断りし、あるいは退場をお願いする場合がございます。
- 会場の座席の間隔を拡げることにより、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。

なお、株主総会当日までの感染状況の変化や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。下記のインターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

<https://www.kumagaigumi.co.jp/>

(証券コード 1861)  
2021年6月4日

株 主 各 位

本 店 福井市大手3丁目2番1号  
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号  
株式会社 熊 谷 組  
取締役社長 櫻 野 泰 則

## 第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

- |      |   |  |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時   |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室<br>なお、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第84期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件  
**第2号議案** 取締役9名選任の件  
**第3号議案** 監査役1名選任の件  
**第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに  
到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合  
当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしてい  
ただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワー  
ド」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。  
インターネット等による議決権行使に際しましては、7頁の「インターネット等によ  
る議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。  
なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された  
場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kumagaigumi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kumagaigumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

## 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分必着



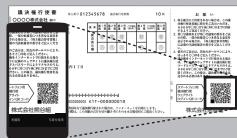
### インターネット等による議決権行使

後記7頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

(ご参考)

## スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権を行使できます。

詳しくは同封の案内チラシを  
ご覧ください

## 「ネットで招集」なら 「スマート行使」へ簡単アクセス！



「スマート行使」をスムーズ  
にご利用いただけるよう、  
カメラボタンを設置。QR  
コードを撮影いただけます。

詳しくは次のページへ

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

# 「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。  
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/1861/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

## POINT 1 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

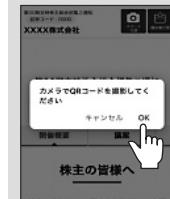
このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

## POINT 2 「スマート行使」に簡単アクセス!

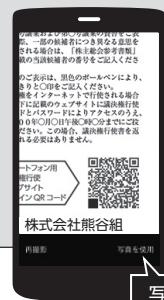
カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」ボタンをタッチ後「OK」を選択でカメラが起動します。



議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。



議決権行使書

写真を使用

「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



## POINT 3 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



## POINT 4 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## 議決権行使期限

2021年6月28日（月）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

### 「スマート行使」について

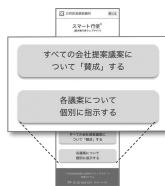
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

#### ご注意事項

- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
  - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
  - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
  - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

- ①インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル ☎ 0120-652-031  
(午前9時～午後9時)

- ②その他のご照会

証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社までお問い合わせください。  
証券会社に口座のない株主様  
三井住友信託銀行 証券代行部  
☎ 0120-782-031  
(土日休日を除く 午前9時～午後5時)

#### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、利益配分につきまして、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、「中期経営計画（2018～2020年度）」に基づき、更なる業績の拡大に努めるとともに、株主の皆様への利益還元をなお一層重視し、配当性向30%を目指して株主還元を継続してまいりました。

このような基本方針及び中期経営計画に基づき、第84期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき120円  
なお、この場合の配当総額は5,610,425,280円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役1名を含む2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役会／出席回数
1 <input type="checkbox"/> 再任	さくら の やす のり 櫻 野 泰 則	取締役社長 執行役員社長		100% (16回/16回)
2 <input type="checkbox"/> 再任	か とう よし ひこ 嘉 藤 好 彦	取締役 執行役員副社長	土木全般 技術担当	100% (16回/16回)
3 <input type="checkbox"/> 再任	お がわ よし あき 小 川 嘉 明	取締役 執行役員副社長	建築全般 安全衛生担当 品質・環境担当	100% (16回/16回)
4 <input type="checkbox"/> 再任	ひ だか こう じ 日 高 功 二	取締役 専務執行役員	管理本部長 コンプライアンス担当	100% (16回/16回)
5 <input type="checkbox"/> 再任	よし だ さかえ 吉 田 栄	社 外 独立役員 取締役		100% (13回/13回) (2020年6月就任後)
6 <input type="checkbox"/> 新任	うえ だ しん 上 田 真	専務執行役員	建築事業本部長 プロジェクト対策室長	—
7 <input type="checkbox"/> 新任	おか いち こう じ 岡 市 光 司	専務執行役員	土木事業本部長 土木事業本部鉄道プロジェクト 推進本部長	—
8 <input type="checkbox"/> 新任	おか だ しげる 岡 田 茂	社 外 独立役員		—
9 <input type="checkbox"/> 新任	さくら ぎ きみ え 桜 木 君 枝	社 外 独立役員		—

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	<p>さくらの やすのり 櫻 野 泰 則 (1957年7月2日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 2010年4月 当社管理本部人事部長 2011年4月 当社執行役員 2012年4月 当社企画室担当 2012年4月 当社広報室担当 2012年4月 当社CSR推進室担当 2012年6月 当社取締役 2012年7月 当社企画室長 2014年4月 当社常務取締役 2014年4月 当社常務執行役員 2014年4月 当社経営管理本部長 2014年4月 当社経営管理本部経営企画部長 2015年4月 当社経営企画本部長 2016年4月 当社経営企画本部ダイバーシティ推進室長 2017年4月 当社専務取締役 2017年4月 当社専務執行役員 2018年4月 当社取締役社長（現任） 2018年4月 当社執行役員社長（現任）</p>	5,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、入社以来、人事部長や企画室長及び経営管理本部長等の要職を歴任後、2015年4月から2018年3月まで経営企画本部長を務め、住友林業株式会社との業務・資本提携、中長期経営方針及び中期経営計画（2018～2020年度）策定を主導するなどの実務実績を有しております。また、2018年4月からは代表取締役社長として当社グループを主導し、将来を見据えた当社の企業価値向上に努めております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	かとう よしひこ 嘉藤好彦 (1958年8月24日生)	1982年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員 2013年4月 当社東北支店副支店長 2013年4月 当社東北支店震災復興担当 2014年4月 当社常務執行役員 2014年4月 当社土木事業本部長 2014年6月 当社常務取締役 2016年5月 当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長  2017年4月 当社専務取締役 2017年4月 当社専務執行役員 2020年4月 当社取締役(現任) 2020年4月 当社執行役員副社長(現任) 2021年4月 当社土木全般(現任) 2021年4月 当社技術担当(現任)	2,400株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くのトンネル掘削工事に携わったほか、土木事業本部技術センター東日本地区部長及び東北支店副支店長兼震災復興担当等の要職を歴任後、土木事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
3	おがわ よしあき 小川嘉明 (1958年6月19日生)	1982年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2011年4月 当社関西支店建築事業部長 2011年4月 当社関西支店建築事業部建築部長 2012年4月 当社関西支店副支店長 2013年4月 当社常務執行役員 2013年4月 当社関西支店長 2017年4月 当社専務執行役員 2017年4月 当社建築事業本部長 2017年6月 当社専務取締役 2020年4月 当社取締役(現任) 2020年4月 当社執行役員副社長(現任) 2021年4月 当社建築全般(現任) 2021年4月 当社安全衛生担当(現任) 2021年4月 当社品質・環境担当(現任)	4,100株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、大型工事の作業所長や建築事業部長等の要職を歴任後、建築事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2013年4月から2017年3月まで関西支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	ひだかこうじ 日高功二 (1958年5月24日生)	1981年4月 当社入社 2012年4月 当社管理本部副本部長 2012年7月 当社管理本部主計部長 2013年4月 当社執行役員 2014年4月 当社経営管理本部副本部長 2014年4月 当社経営管理本部主計部長 2015年4月 当社管理本部長(現任) 2016年4月 当社綱紀担当 2016年4月 当社個人情報保護担当 2017年4月 当社常務執行役員 2018年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社取締役(現任) 2020年4月 当社専務執行役員(現任) 2021年4月 当社コンプライアンス担当(現任)	3,020株
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、入社以来、企画室長や主計部長等の要職を歴任後、管理本部長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		
5	<p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>よしだ さかえ 吉田 栄 (1957年2月3日生)</p>	1981年4月 大日本インキ化学工業株式会社 (現 D I C株式会社) 入社 2009年4月 D I C株式会社堺工場工場長 2010年4月 同社千葉工場工場長 2015年1月 同社執行役員生産統括本部長 2018年1月 同社顧問(2018年12月退社) 2020年6月 当社取締役(現任)	600株
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</b> 同氏は、大日本インキ化学工業株式会社(現 D I C株式会社)入社後、堺工場工場長、千葉工場工場長等の要職を経て、同社の執行役員生産統括本部長として経営に参画していた実績を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【独立性に関する事項】</b> 同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしております。また、後記18頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
6	<b>新任</b> うえだ しん 上田 真 (1961年12月23日生)	1984年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2014年4月 当社首都圏支店副支店長 2014年4月 当社首都圏支店建築事業部長 2015年6月 当社プロジェクト対策室長(現任) 2017年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社首都圏支店長 2020年4月 当社専務執行役員(現任) 2021年4月 当社建築事業本部長(現任)	2,800株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、大型工事の作業所長や建築事業部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2017年4月から2021年3月まで首都圏支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。	
7	<b>新任</b> おか ち こうじ 岡 市 光 司 (1960年4月3日生)	1984年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員 2016年4月 当社土木事業本部副本部長 2016年4月 当社土木事業本部土木部長 2017年4月 当社関西支店長 2018年4月 当社常務執行役員 2019年4月 当社関西支店関西夢プロジェクト室長 2020年4月 当社専務執行役員(現任) 2021年4月 当社土木事業本部長(現任) 2021年4月 当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長(現任)	900株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くの都市土木工事に携わったほか、土木事業本部副本部長及び土木事業本部土木部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2017年4月から2021年3月まで関西支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
8	<p>【社外取締役候補者】</p> <p>【新任】 独立役員</p> <p>おかだ しげる 岡 田 茂 (1953年2月27日生)</p>	<p>1975年4月 昭和産業株式会社入社</p> <p>2005年6月 同社執行役員</p> <p>2008年6月 同社常務取締役</p> <p>2010年6月 同社専務取締役</p> <p>2011年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2016年4月 同社代表取締役会長</p> <p>2017年4月 同社取締役会長</p> <p>2018年4月 同社取締役</p> <p>2018年6月 同社特別顧問役 (2020年2月退任)</p>	1,000株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>同氏は、昭和産業株式会社入社後、同社の複数部門を掌管する業務執行取締役などの要職を経て、代表取締役社長や代表取締役会長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。当社はその実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待されることから、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する事項】</p> <p>同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記18頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p> <p>なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。</p>		
9	<p>【社外取締役候補者】</p> <p>【新任】 独立役員</p> <p>さくらぎ きみえ 桜 木 君 枝 (1958年9月6日生)</p>	<p>1981年3月 株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社</p> <p>1995年4月 同社出版部書籍事業部門統括</p> <p>1998年11月 同社ビジネスエシックスコミッティ課長</p> <p>2003年1月 同社企業倫理・コンプライアンス室長</p> <p>2003年6月 同社常勤監査役 (2019年6月退任)</p> <p>2007年4月 会津大学大学院特任教授 (現任)</p> <p>2019年6月 東洋紡株式会社社外取締役 (現任)</p>	一 株
	<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>同氏は、株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社後、企業倫理・コンプライアンス室長等の要職を経て、同社の常勤監査役としての経験を有するほか、東洋紡株式会社の社外取締役や会津大学大学院の特任教授を務めるなど豊富な実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する事項】</p> <p>同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記18頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。</p> <p>なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桜木君枝氏が社外取締役を務めている東洋紡株式会社は、2020年10月～2021年3月にエンジニアリングプラスチック7製品につき、第三者認証機関への登録内容と実際の商品の組成が異なる等の品質不正事案が明らかになり、本事案の判明以降、同製品群に対する米国の第三者安全科学機関であるUnderwriters Laboratoriesの認証取消し、並びに同社の一部組織に対するISO9001認証の取消し及び認証の一時停止がなされております。本事案は、同氏の社外取締役就任前に端緒をなすものですが、同氏は、社外取締役就任以降、内部統制とコンプライアンスに関して、適宜その状況の確認と共に提言を行い、内部統制とコンプライアンスの向上に努めておりました。また、本事案の判明後においては、社外取締役及び監査役から構成される対応委員会の一員として、事実の解明に努めるとともに再発防止のための意見表明を行っております。
  3. 吉田 栄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。
  4. 当社は、吉田 栄氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。
  5. 岡田 茂及び桜木君枝の両氏が選任された場合には、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
  6. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が再任もしくは選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役小西純治氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
小西純治 (1958年7月18日生)	1981年4月 当社入社 2007年4月 当社九州支店管理部長 2010年4月 当社中四国支店管理部長 2014年4月 当社中四国支店支店次長 2017年6月 当社常勤監査役（現任）	1,500株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b> 同氏は、九州支店管理部長や中四国支店管理部長等の要職を歴任後、中四国支店支店次長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、引き続き監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、小西純治氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。
3. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、小西純治氏が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

#### 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
<p><b>社外監査役候補者</b></p> <p><b>独立役員</b></p> <p>まえかわ 晶 前川 晶 (1972年10月9日生)</p>	<p>1999年4月 弁護士登録</p> <p>1999年4月 岡村綜合法律事務所入所</p> <p>2006年2月 財務省関東財務局金融証券検査官</p> <p>2008年1月 増田パートナーズ法律事務所入所</p> <p>2009年8月 前川晶法律事務所開設</p> <p>2011年2月 法律事務所イオタ パートナー就任 (現任)</p> <p>2016年4月 第一東京弁護士会副会長</p> <p>2018年3月 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年4月 東京簡易裁判所調停委員 (現任)</p>	<p>一株</p>
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、2006年2月から2008年1月まで財務省関東財務局に勤務し、金融証券検査官として金融機関のリスク態勢の強化、金融システムの円滑化のための業務に従事してきました。当社は、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p><b>【独立性に関する事項】</b></p> <p>同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記18頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</p> <p>なお、同氏が過去に所属しておりました法律事務所とは、直近事業年度において取引はありません。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前川 晶氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 前川 晶氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、前川 晶氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

**（ご参考）****＜当社の独立性判断基準＞**

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断しています。

- (1) 現在において、次の (a) から (d) のいずれかに該当する者
  - (a) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
  - (b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
  - (c) 当社から過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者
  - (d) 当社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記 (a) から (d) のいずれかに該当していた者

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、昨年年初めから世界的に拡大を始めた新型コロナウイルス感染症に収束の動きが見られない中で、一部設備投資や生産、輸出に底上げの兆しが観測されましたが、度重なる外出自粛要請等の影響から個人消費は低迷し、企業収益も個人消費関連の業種を中心に大幅に落ち込むこととなり、GDPはリーマンショック時以来のマイナス成長となりました。

建設業界におきましては、企業の建設投資は製造業を中心に手控えられましたが、住宅投資は弱含みながらも概ね横ばいとなり、公共投資は関連予算の執行により堅調に推移したため、総じて底堅い事業環境が継続しました。

当社グループはこのような状況のもと、2018年3月に策定した①建設工事請負事業の維持・拡大、②新たな事業の創出、③他社との戦略的連携を戦略の柱とする『熊谷組グループ中期経営計画(2018～2020年度)～成長への挑戦～』にグループ一丸となって取り組み、さらなる成長へ挑戦してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、手持工事を順調に消化し、前連結会計年度比3.2%増の4,502億円となりました。利益は、売上総利益の増加等により、営業利益は280億円、経常利益は284億円となりました。また、偶発損失引当金繰入額の特別損失への計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は179億円となりました。

当社の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高は、国内建築工事の減少等により前年度比12.8%減の2,833億円となりました。このうち、土木工事は1,001億円、建築工事は1,832億円であり、これらの発注者別内訳は官庁20.9%、民間79.1%であります。

売上高は、同2.3%増の3,602億円となりました。このうち、土木工事は1,214億円、建築工事は2,387億円であり、これらの発注者別内訳は官庁25.0%、民間75.0%であります。

翌事業年度への繰越高は、同14.2%減の4,662億円となりました。

利益につきましては、売上総利益の増加や受取配当金の増加等により経常利益は235億円、当期純利益は150億円となりました。

当社の部門別の状況は以下のとおりであります。

#### 〔土 木〕

土木の受注高は前年度比8.4%増の1,001億円となりました。

主な受注工事は、JFEエンジニアリング株式会社：敦賀火力発電所2号機 木質バイオマス受払・貯蔵設備設置工事（福井県）、国土交通省：一般国道452号 芦別市 鏡トンネル工事（北海道）、関西電力株式会社：多奈川第二発電所 発電設備他除却工事およびこれに伴う廃材引取（大阪府）、東京発電株式会社：栃本発電所導水路新設工事・栃本発電所導水路新設関連除去工事（埼玉県）等であります。

完成工事高は同0.6%減の1,214億円となりました。

主な完成工事は、国土交通省：水海川導水トンネルⅠ期工事（福井県）、中日本高速道路株式会社：新東名高速道路 羽根トンネル工事（神奈川県）、東日本高速道路株式会社：横浜環状南線 釜利谷ジャンクション工事（神奈川県）、岩手県：二級河川甲子川筋甲子川水門土木工事（岩手県）等であります。

#### 〔建 築〕

建築の受注高は前年度比21.2%減の1,832億円となりました。

主な受注工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社・野村不動産株式会社・三菱地所レジデンス株式会社・伊藤忠都市開発株式会社・東方地所株式会社・株式会社富士見地所・袖ヶ浦興業株式会社：（仮称）幕張新都心若葉住宅地区計画（B-3 街区）（千葉県）、日本電産株式会社：日本電産株式会社 向日町プロジェクトC棟建築工事（仮称）（京都府）、日鉄興和不動産株式会社・三菱地所レジデンス株式会社：（仮称）羽沢横浜国大駅前A地区 開発計画（神奈川県）、JFEエンジニアリング株式会社：福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業のうち土木建築工事（広島県）等であります。

完成工事高は同3.8%増の2,387億円となりました。

主な完成工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社・野村不動産株式会社・三菱地所レジデンス株式会社・伊藤忠都市開発株式会社・東方地所株式会社・株式会社富士見地所・袖ヶ浦興業株式会社：（仮称）幕張新都心若葉住宅地区計画（B-2 街区）（千葉県）、地方独立行政法人くまもと県北病院機構：地方独立行政法人くまもと県北病院機構新病院整備事業に係る設計及び施工業務（熊本県）、アパ株式会社・アパホーム株式会社：（仮称）アパホテル&リゾート〈両国駅タワー〉新築工事（東京都）、積水ハウス株式会社・三菱地所レジデンス株式会社：（仮称）大阪府中央区内久宝寺4丁目計画（大阪府）等であります。

(参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
土 木	188,487	100,106	121,446	(167,147) 167,147
建 築	354,626	183,255	238,794	(299,087) 299,098
合 計	543,113	283,361	360,240	(466,234) 466,245

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる海外工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度末レートで修正しております。  
この増加額は11百万円であり、( )内は修正前であります。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は25億円であり、主なものは、事業用土地・建物、機械装置の取得及び更新等であります。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度中におきましては、増資及び社債の発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染終息が見通せない中で、政府の各種政策やワクチンの普及等により個人消費や企業収益が徐々に回復に向かうことが期待されますが、国内外において、渡航制限や経済活動制限等の規制が続いており、景気は依然として先行き不透明な状況にあります。

建設業界におきましては、民間企業の建設投資は経営環境の悪化により弱い動きとなることが予想されますが、公共投資は2021年度予算において前年度とほぼ同水準が確保され、とりわけ気候変動の影響により頻発する大規模自然災害や高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化に対する工事への集中投資が見込まれております。また、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたインフラ整備の動きは、今後の民間設備投資を一定程度下支えすると考えられます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合、対策コストの増大や資機材供給の停滞などのリスクに留意する必要があります。

昨今、自然災害が激甚化・頻発化し、また、高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化が進行するなど、人々の暮らしや産業の発展を支える基盤に大きな影響を及ぼしています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の価値観や行動様式を変化させるなど、まさに将来の不確実性が高まっています。

このような経営環境のもと、当社グループは時代の変遷とともに顕在化している社会課題と真摯に向き合い、「持続可能な社会」「快適に暮らせる社会」「経済が成長する社会」の形成を通して、“限りある資源が循環し、ひと・社会・自然が豊かであり続ける社会”の実現に貢献することが当社グループの担う役割であると認識し、本年5月に『熊谷組グループ 中期経営計画（2021～2023年度）～持続的成長への弛まぬ挑戦～』を策定しました。本計画では2017年に定めた中長期経営方針の考え方を踏襲しつつ、新たに定めた長期構想“2030年以降を見据えた経営方針”のもと、今後3年間の方針・戦略・目標を掲げております。

## ■長期構想

社会から求められる建設サービス業の担い手として、限りある資源が循環し、ひと・社会・自然が豊かであり続ける社会の実現に貢献する。

## ■課題認識

- ・カーボンニュートラル
- ・国土強靱化・インフラ長寿命化
- ・都市高度化・デジタル社会

## ■基本方針

- ①建設請負事業の深化：  
コア事業である建設請負事業の強化・効率化を図り、収益性を高める。
- ②建設周辺事業の進化：  
成長領域と位置づける建設周辺事業（自ら出資あるいは資産保有等を行い、事業主体として参画する事業）を加速し、確固たる収益源を創出する。
- ③新たな事業領域の開拓  
新たな事業領域の開拓にも挑戦し、目指す社会の実現に貢献できる領域を拡大するとともに、事業環境の変化に対応できるよう事業機会の創出を目指す。
- ④経営基盤の強化：  
経営を支える基盤を一層強化し、事業推進の実効性を高める。

## ■財務目標

連結売上高	:	4,700億円 (2023年度)
連結経常利益	:	330億円 (2023年度)
ROE	:	12%以上
配当性向	:	30%目途

## ■非財務目標

CO <sub>2</sub> 排出量削減率 (スコープ1,2)	:	2030年の排出量を2019年度比▲25%
(スコープ1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出)		
(スコープ2: 他社から供給された電気・熱・蒸気の使用にともなう間接排出)		
混合廃棄物排出率 (建設廃棄物総排出量に占める混合廃棄物総排出量)	:	2.0%以下
安全度数率 (100万延べ実労働時間あたりの労働災害による死傷者数)	:	0.5以下
社員の時間外労働時間数 (1ヶ月間に実施した時間外労働時間数の平均)	:	30時間以下
重大な法令違反発生件数 (行政処分及び行政措置等を含む)	:	0件

## ■投資計画

人口減少や財政制約などにより将来的に国内建設市場は縮小均衡に向かい、競争が一段と激化していくと想定されることから、コア事業である建設請負事業を一層強化し、建設周辺事業への取り組みを加速するなど、競争力強化と収益源多様化による安定収益確保のために、400億円規模の投資を行う。

当社はこれまで、建設事業を通して代々受け継がれてきた創業者の思い「誠実さ」と「挑戦心」をモットーに、その時々々の社会課題に対応し、社会の発展に尽力してまいりました。今般策定した中期経営計画のもと、社会から求められる建設サービス業の担い手として、グループ一丸となって持続的成長への弛まぬ挑戦を続けてまいりますので、株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第81期 (2018年3月期)	第82期 (2019年3月期)	第83期 (2020年3月期)	第84期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
売 上 高	百万円	374,019	389,058	436,151	450,232
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円	15,783	13,312	19,447	17,925
1株当たり当期純利益	円	389.63	285.49	417.35	384.69
総 資 産	百万円	333,665	353,718	374,841	379,573
純 資 産	百万円	126,374	134,883	148,034	163,835

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため「1株当たり当期純利益」は、第81期（2018年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第81期 (2018年3月期)	第82期 (2019年3月期)	第83期 (2020年3月期)	第84期 (当 事 業 年 度 (2021年3月期))
受 注 高	百万円	381,784	454,007	324,959	283,361
売 上 高	百万円	294,579	307,090	352,224	360,240
当 期 純 利 益	百万円	12,864	14,156	14,823	15,047
1株当たり当期純利益	円	316.72	302.88	317.38	322.21
総 資 産	百万円	280,092	294,950	315,780	316,659
純 資 産	百万円	100,439	109,973	118,438	131,287

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。  
 2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施したため「1株当たり当期純利益」は、第81期（2018年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ガイアート	百万円 1,000	100.00%	舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連する事業
テクノス株式会社	百万円 470	100.00%	土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・販売及びこれらに関連する事業
ケーアンドイー株式会社	百万円 300	100.00%	建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及びこれらに関連する事業
華熊營造股份有限公司	百万NT\$ 800	100.00%	建築工事等の請負及びこれらに関連する事業

上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は7社、持分法適用関連会社は3社であります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、主として建設事業及びその周辺関連事業を行っております。主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者『(特-29) 第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業を行っております。

## (8) 主要な営業所等

- ① 当社
  - 本店 福井市大手3丁目2番1号
  - 東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
  - 支店 北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、首都圏支店（東京都新宿区）、名古屋支店、北陸支店（石川県金沢市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）、九州支店（福岡県福岡市）
  - 技術研究所（茨城県つくば市）
  - 海外拠点 中国（香港）、台湾、ベトナム、スリランカ、ミャンマー

② 主要な子会社

株式会社ガイアート（東京都新宿区）  
テクノス株式会社（愛知県豊川市）  
ケーアンドイー株式会社（東京都新宿区）  
華熊營造股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,259 <sup>名</sup>	+105 <sup>名</sup>

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,620 <sup>名</sup>	+42 <sup>名</sup>	44.3 <sup>歳</sup>	19.5 <sup>年</sup>

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,000 <sup>百万円</sup>
三井住友信託銀行株式会社	1,575
株式会社群馬銀行	1,250
株式会社三菱UFJ銀行	1,225
株式会社北陸銀行	1,050

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 71,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,805,660株（うち自己株式 52,116株）
- (3) 株主数 38,261名（前事業年度末比 659名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
住友林業株式会社	9,361	20.02
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,116	8.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,021	6.46
熊谷組取引先持株会	1,979	4.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1,115	2.38
株式会社三井住友銀行	591	1.26
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	532	1.14
J P MORGAN CHASE BANK 385781	472	1.01
野村信託銀行株式会社（信託口）	451	0.97
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	446	0.96

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

**(5) 当事業年度中に当社役員（当社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として  
交付された株式の状況**

	株式数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	(2,152株) 1,507株	1名

(注) 信託を用いた株式報酬制度に基づく交付株式数を記載しております。当該株式報酬制度の概要は4. 会社役員に関する事項に記載のとおりです。なお当該株式報酬制度に基づき、対象者が受給権を得た株式数の一部を信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付しております。対象者が受給権を得た株式数は（ ）内にあります。

**3. 会社の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	櫻 野 泰 則	
取 締 役	嘉 藤 好 彦	土木事業本部長、土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長
取 締 役	小 川 嘉 明	建築事業本部長
取 締 役	小 川 晋	
取 締 役	日 高 功 二	管理本部長、綱紀担当、個人情報保護担当
取 締 役	湯 本 壬喜枝	
○ 取 締 役	吉 田 栄	
常勤監査役	小 西 純 治	
監 査 役	鮎 川 眞 昭	公認会計士、株式会社オークネット社外取締役（監査等委員）
監 査 役	佐 藤 建	住友林業株式会社代表取締役執行役員副社長
監 査 役	竹 花 豊	

- (注) 1. 取締役湯本壬喜枝及び吉田 栄の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役鮎川眞昭及び竹花 豊の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役湯本壬喜枝、吉田 栄、監査役鮎川眞昭及び竹花 豊の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. ○印は2020年6月26日開催の第83期定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
5. 監査役鮎川眞昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の退任取締役
- |           |         |                |
|-----------|---------|----------------|
| 取 締 役 会 長 | 樋 口 靖   | (2020年6月26日退任) |
| 取 締 役     | 広 西 光 一 | (2020年6月26日退任) |
7. 2021年4月1日付にて取締役の地位及び担当業務が次のとおり変更となりました。
- |                  |         |                     |
|------------------|---------|---------------------|
| 取 締 役<br>(代表取締役) | 嘉 藤 好 彦 | 土木全般、技術担当           |
| 取 締 役<br>(代表取締役) | 小 川 嘉 明 | 建築全般、安全衛生担当、品質・環境担当 |
| 取 締 役            | 日 高 功 二 | 管理本部長、コンプライアンス担当    |

当社は執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	櫻野泰則	常務執行役員	住吉徳夫
*執行役員副社長	嘉藤好彦	常務執行役員	築田秀義
*執行役員副社長	小川嘉明	常務執行役員	萩田邦彦
執行役員副社長	高嶋正彦	執行役員	島田邦彦
*専務執行役員	小川晋	執行役員	星国尚
*専務執行役員	日高功二	執行役員	永田尚人
専務執行役員	上田真	執行役員	柏原貴彦
専務執行役員	岡市光司	執行役員	川村和彦
常務執行役員	山崎晶	執行役員	山下雅人
常務執行役員	飯田宏	執行役員	平野謙
常務執行役員	岸研司	執行役員	宮脇悟
常務執行役員	大野雅紀	執行役員	若林誠
常務執行役員	梶山雅生		

- (注) 1. \*印は取締役兼務であります。  
 2. 2021年3月31日付をもって執行役員副社長高嶋正彦氏及び常務執行役員飯田 宏氏は執行役員を退任いたしました。  
 3. 2021年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。

専務執行役員	岸 研 司	◎執行役員	増 森 秀 樹
専務執行役員	大 野 雅 紀	◎執行役員	谷 口 弘 恭
常務執行役員	柏 原 貴 彦	◎執行役員	小 野 哲 男
常務執行役員	山 下 雅 人	◎執行役員	伊 藤 泰 治
常務執行役員	若 林 誠		

(注) ◎印は新任執行役員であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえて、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、株主利益と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬及び賞与）並びに株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、金銭報酬（固定報酬のうち、役位に応じた報酬）のみとする。

##### 2. 個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 （固定報酬）

月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬と業績への貢献実績に応じた報酬で構成され、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、従業員の給与水準並びに世間相場等を勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。なお、各取締役の業績への貢献実績に応じた報酬については、取締役会が決定する役位に応じた標準報酬額に各取締役の前年度の業績計画への貢献実績（評価）を反映する。各取締役の評価は、全社及び部門別の業績達成度と役割達成度により決定する。また、取締役会は評価の決定を代表取締役社長に委任し、当該委任が適切に実施されるよう、代表取締役社長は評価結果について、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとする。

##### （賞 与）

臨時の金銭報酬である賞与は、業績に連動し臨時に支払うものとし、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、各事業年度の業績、貢献実績等を総合的に勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

### (株式報酬)

株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）に対し、各事業年度毎に役位等に応じたポイントを付与し、原則として退任時にポイントの累計数によって株式を交付する信託を用いた株式報酬制度とし株式交付にあたっての基準や手続きについては、取締役会が定める株式交付規程により決定する。

### 3. 個人別の報酬等の額に関する種類別の報酬割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、取締役に対するインセンティブとして適切に機能する割合となるよう、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に定める手続きを経て決定されたものであること、とりわけ社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における慎重な検討を踏まえたものとなっていることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

#### 取締役の金銭報酬の額

決議日	2001年1月24日（臨時株主総会）
決議内容の概要	月額30百万円以内 なお使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の員数	取締役13名

## 取締役の株式報酬の額及び内容

決議日	2018年6月28日（第81期定時株主総会）
決議内容の概要	当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、当該信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度を導入する。当該制度において取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が拠出する金銭の上限は当該制度の対象期間の事業年度数に25百万円を乗じた金額、また当該制度の対象者に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり合計25,000ポイントとし、対象者は取締役退任時に1ポイントにつき1株として当社株式が交付される。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で当該信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがある。なお社外取締役分および使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の員数	取締役6名（社外取締役は除く）

## 監査役の金銭報酬の額

決議日	1988年12月16日（第51期定時株主総会）
決議内容の概要	月額5百万円以内
決議に係る会社役員の員数	監査役3名

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長櫻野泰則が取締役個人の報酬額の具体的内容の一部を決定しており、その権限の内容は固定報酬のうち業績への貢献実績についての各取締役の評価決定であります。この権限を委任した理由は、同氏が各取締役の担当に照らして全社及び部門別の業績達成度と役割達成度を俯瞰的に評価することができるかと判断したものであります。なお委任された権限が適切に行使されるよう、評価決定にあたっては社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	173 (20)	157 (20)	— (—)	16 (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	42 (20)	42 (20)	— (—)	— (—)	4 (2)

(注) 非金銭報酬等は、信託を用いた株式報酬制度に基づく、当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。当該株式報酬制度の内容は②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項に記載のとおりです。また当該株式報酬制度に基づき、取締役（取締役であった者を含む）に対して株式を交付しておりますが、当該株式の交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

取締役湯本壬喜枝及び吉田 栄の両氏は社外取締役であります。また、監査役鮎川眞昭及び竹花 豊の両氏は社外監査役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

鮎川監査役は株式会社オークネットの社外取締役（監査等委員）であります。同社と当社との間には、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

湯本取締役は、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に異業種の人事担当役員として経営に参画して培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会7回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

吉田取締役は、2020年6月26日就任以降開催の取締役会13回全てに出席し、主に異業種の生産部門担当役員として経営に参画して培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、2020年6月26日就任以降開催の委員会5回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

鮎川監査役は、当事業年度開催の取締役会16回全てに、また監査役会12回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

竹花監査役は、当事業年度開催の取締役会16回全てに、また監査役会12回全てに出席し、主に官公庁の要職の歴任及び異業種の経営経験により培われた幅広い見識に基づく客観的視点から、必要に応じ発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額  
52百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
72百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社である華熊營造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されたときには、監査役会の決議により解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議いたしました上記の体制の内容は次のとおりであります。

当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という「経営理念」の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが不可欠であるとの認識のもと、内部統制システムに関して以下のとおり体制を整備する。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての取締役、執行役員（以下併せて「役員」という。）及び使用人を対象とした企業行動指針を定め、周知徹底を行う。
- ② 全体の法遵守体制の整備と法務面での指導は管理本部が行い、個別の法令を管理する各本部が法令遵守システムを維持整備し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査部門が監査する体制を整備する。
- ③ 役員及び使用人の職務の執行に必要な手続きについては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程に定める。
- ④ 法令遵守に関する定期的な教育・研修制度を設ける。
- ⑤ 役員、支店長等の経営トップが使用人に対して、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。
- ⑥ 法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに使用人相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生を予防することを目的として社内通報制度を設ける。
- ⑦ 経営から独立した法遵守監査委員会が外部の目でコンプライアンス体制を評価し、経営に報告・提案する。
- ⑧ 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、並びに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」に明記し、周知徹底を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、社内規程を整備し、周知徹底を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクを部門毎に分類し、主管部署はマニュアル等を定める。
  - ② 適切なリスク管理を行うため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、多面的なリスクを検討すべき事項については部門横断的な全社委員会を設置する。
  - ③ 取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、執行役員制度を採用する。
  - ② 経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議において論点及び問題点を明確にした上で取締役会において決定する。
  - ③ 執行役員、支店長に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、役員支店長会議を設置する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ会社の経営状況の把握、リスクに対する適切な報告と対応、効率的な職務執行体制の構築等、グループ会社の経営全般を管理・支援する体制を整備する。
  - ② グループ経営の観点からグループ経営推進委員会を設置し、個別グループ会社の業績確認及び経営課題の検討を行う。
  - ③ グループ会社が法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営を行うよう、当社のコンプライアンス・プログラムの趣旨をグループ会社に対して展開し、周知徹底を行う。また、グループ会社の使用人は当社の社内通報制度により、当社の窓口へ直接通報することができる。
  - ④ 当社は、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するよう指導するための体制を整備する。

- ⑤ グループ会社には監査役を置くとともに、適切な監査を行うためグループ会社監査役監査規程を定める。また、当社の内部監査部門がグループ会社の業務執行における法令遵守の状況を監査する状況を整備する。

## 6. 監査役の監査に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

- (2) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。また、当該使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令に従い当該職務を遂行する。

- (3) 当社及びその子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役の監査役への報告に関する体制

① 当社及びグループ会社の役員及び使用人、並びにグループ会社の監査役は、監査役監査において担当する職務の執行状況等について報告する。また、当社の監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握し、必要に応じて役員及び使用人から報告を求めることができる体制を整備する。

② 当社及びグループ会社は、前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

③ 監査役の職務遂行について生じる必要な費用又は債務は、監査役より請求があった後、速やかに処理を行う。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を高めるため、監査役が、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに意見交換を行う体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における運用状況の概要は次のとおりであります。

### 1. 内部統制全般

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名（但し、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時までは8名）で構成し、監査役4名も出席した上で、16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保している。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行している。

その他、経営会議は21回、役員支店長会議は4回開催されている。

職務の執行にあたっては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程を定め、社内規程に則り、必要な手続きを実施している。

### 2. コンプライアンス体制

当社は、法令遵守経営の強化と実践のため、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」を定めるとともに、コンプライアンス研修を本社及び全支店において毎年1回実施している。また、グループ会社も含めた、社内通報制度を設け、経営から独立した通報窓口を設置している。

また、法遵守監査委員会を年度総括として1回、その他、個別の事案毎に適宜開催し、経営から独立した立場での評価を受けている。

### 3. リスク管理体制

当社は、適切なリスク管理のため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクについて個別にマニュアル等を定めている。その他、大規模災害等が発生した場合の対応として、事業継続計画を整備するとともに、危機管理委員会を設置している。

また、多面的なリスクの検討のため、受注案件審査委員会、新事業委員会等の部門横断的な全社委員会を設置している。

#### 4. グループ管理体制

当社は、国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ経営全般の管理体制を整備するとともに、グループ経営推進委員会を4回開催し、個別グループ会社の業績確認と経営課題の検討を行い、その結果を取締役に報告を行っている。さらに、主要なグループ会社の社長は取締役会に適宜出席し、意見交換を実施している。

また、コンプライアンス研修にグループ会社の一部を参加させている他、個別グループ会社にて、重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、必要に応じて当社の取締役会に報告を行っている。

#### 5. 監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、並びにグループ会社等からの報告を通じて、当社及びグループ会社の業務執行の状況を把握している。

また、監査役は、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を適宜実施している。さらに、当社及び主要なグループ会社の監査役を出席メンバーとするグループ監査役連絡会を適宜開催している。

内部監査部門は、年度計画に基づき、当社及びグループ会社への内部監査を実施している。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>311,770</b>	<b>流動負債</b>	<b>190,604</b>
現金預金	71,335	支払手形・工事未払金等	84,610
受取手形・完成工事未収入金等	197,175	電子記録債務	37,435
未成工事支出金	6,454	短期借入金	4,161
未収入金	29,477	未払法人税等	3,841
その他	7,554	未成工事受入金	11,929
貸倒引当金	△226	預り金	34,622
<b>固定資産</b>	<b>67,803</b>	完成工事補償引当金	473
<b>有形固定資産</b>	<b>25,658</b>	工事損失引当金	156
建物・構築物	7,491	偶発損失引当金	1,482
機械、運搬具及び工具器具備品	2,097	賞与引当金	4,256
土地	15,105	その他	7,633
リース資産	588	<b>固定負債</b>	<b>25,133</b>
建設仮勘定	375	長期借入金	7,728
<b>無形固定資産</b>	<b>558</b>	株式給付引当金	140
<b>投資その他の資産</b>	<b>41,587</b>	退職給付に係る負債	16,644
投資有価証券	29,711	その他	620
長期貸付金	641	<b>負債合計</b>	<b>215,737</b>
長期営業外未収入金	116	純資産の部	
破産更生債権等	26	<b>株主資本</b>	<b>159,540</b>
繰延税金資産	7,245	資本金	30,108
その他	4,022	資本剰余金	25,156
貸倒引当金	△177	利益剰余金	104,727
		自己株式	△451
		その他の包括利益累計額	4,294
		その他有価証券評価差額金	4,241
		為替換算調整勘定	384
		退職給付に係る調整累計額	△330
		<b>純資産合計</b>	<b>163,835</b>
<b>資産合計</b>	<b>379,573</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>379,573</b>

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

	百万円	百万円
売上高	450,232	450,232
売上原価	402,147	402,147
売上総利益		<hr/>
完成工事総利益	48,084	48,084
販売費及び一般管理費		20,015
営業利益		<hr/> 28,069
営業外収益		
受取利息及び配当金	411	
持分法による投資利益	226	
その他の	268	906
営業外費用		
シンジケートローン手数料	210	
支払利息	190	
その他の	173	574
経常利益		<hr/> 28,400
特別利益		
受取和解金	100	
収用補償金	14	
投資有価証券売却益	14	
その他の	13	142
特別損失		
偶発損失引当金繰入額	1,281	
債権譲渡損	458	
感染症関連費用	269	
その他の	440	2,449
税金等調整前当期純利益		<hr/> 26,093
法人税、住民税及び事業税	6,629	
法人税等調整額	1,538	8,168
当期純利益		<hr/> 17,925
親会社株主に帰属する当期純利益		17,925

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>259,095</b>	<b>流動負債</b>	<b>163,793</b>
現金預金	51,767	支払手形	3,459
受取手形	1,628	電子記録債権	32,973
完成工事未収入金	163,625	工事未払金	66,412
未成工事支出金	5,443	短期借入金	3,942
未収入金	29,456	リース債権	15
その他の当金	7,368	未払法人税等	3,470
貸倒引当金	△195	未成工事受入金	9,943
<b>固定資産</b>	<b>57,563</b>	預り金	33,325
<b>有形固定資産</b>	<b>17,012</b>	完成工事補償引当金	428
建物・構築物	3,557	工事損失引当金	155
機械・運搬具	594	偶発損失引当金	1,462
工具器具・備品	298	賞与引当金	2,760
土地	12,207	その他の他	5,443
リース資産	33	<b>固定負債</b>	<b>21,577</b>
建設仮勘定	321	長期借入金	7,728
<b>無形固定資産</b>	<b>434</b>	リース債権	19
<b>投資その他の資産</b>	<b>40,116</b>	株式給付引当金	140
投資有価証券	10,408	退職給付引当金	13,624
関係会社株	22,940	その他の他	65
長期貸付金	677	<b>負債合計</b>	<b>185,371</b>
長期前払費用	77	純資産の部	
繰延税金資産	5,369	<b>株主資本</b>	<b>127,079</b>
その他の当金	644	資本金	30,108
貸倒引当金	△1	資本剰余金	25,156
		資本準備金	16,767
		その他資本剰余金	8,389
		<b>利益剰余金</b>	<b>72,143</b>
		利益準備金	559
		その他利益剰余金	71,583
		繰越利益剰余金	71,583
		<b>自己株式</b>	<b>△328</b>
		評価・換算差額等	4,208
		その他有価証券評価差額金	4,208
		<b>純資産合計</b>	<b>131,287</b>
<b>資産合計</b>	<b>316,659</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>316,659</b>

## 損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで)

	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	360,240	360,240
売 上 原 価		
完成工事原価	322,639	322,639
<b>売 上 総 利 益</b>		
完成工事総利益	37,600	37,600
販売費及び一般管理費		15,153
<b>営 業 利 益</b>		<b>22,447</b>
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,386	
その他の	258	1,644
<b>営 業 外 費 用</b>		
シンジケートローン手数料	210	
支払利息	187	
その他の	149	547
<b>経 常 利 益</b>		<b>23,543</b>
特 別 利 益		
受取和解金	100	
投資有価証券売却益	14	
その他の	8	122
特 別 損 失		
偶発損失引当金繰入額	1,278	
債権譲渡損	458	
感染症関連費用	220	
その他の	224	2,182
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>21,484</b>
法人税、住民税及び事業税	5,116	
法人税等調整額	1,319	6,436
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>15,047</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 熊 谷 組  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指定社員 公認会計士 南 成 人 ⑩  
業務執行社員指定社員 公認会計士 野 □ 哲 生 ⑩  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 熊谷組  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人			
東 京 事 務 所			
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南 成 人	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	野 □ 哲 生	Ⓔ

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社	熊	谷	組	監査役会
常勤監査役	小	西	純	治 ⑩
社外監査役	鮎	川	眞	昭 ⑩
監査役	佐	藤		建 ⑩
社外監査役	竹	花		豊 ⑩

以 上





## 株主総会会場ご案内図



### 🕒 開催日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

### 📍 開催場所

東京都新宿区津久戸町2番1号  
当社 東京本社 大会議室  
電話03-3260-2111（大代表）

### 🚉 交通

J R

飯田橋駅**東口**より徒歩5分

東京メトロ有楽町線・南北線・東西線  
飯田橋駅（**出口B1**）より徒歩3分

都営地下鉄大江戸線  
飯田橋駅（**出口C1**）より徒歩2分